

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 富谷福社会

社会福祉法人富谷福社会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富谷福社会(以下「当法人」という。)の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員等とは、役員のうち、週2日以上勤務する者をいう。
- (3)非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- (4)評議員等とは、定款第5条に基づき置かれる評議員及び定款第6条に基づき置かれる評議員選任・解任委員会の外部委員の者をいう。
- (5)報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び役員退職手当であって、その名称の如何を問わない。
また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事に対して、各年度の総額が理事は9,000,000円、監事は200,000円を超えない範囲内で報酬を支給することができる。

3 評議員等には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 当法人の常勤役員等に対する報酬の額は、別表1「常勤役員等の報酬」に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

2 当法人の非常勤役員及び評議員等に対する報酬等の額は、別表2「非常勤役員等の報酬」に定める通りとする。

3 当法人の常勤役員に対する退職手当は、別表3に定める算式により算出される額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、その前営業日に繰り上げて支給する。

2 非常勤役員及び評議員等の報酬は、理事会又は評議員会等へ出席した都度支給する。

3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償の支給)

第6条 当法人は、役員及び評議員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は 給与規程の通勤手当支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費を含む）を、「旅費支給規程」に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成24年6月1日より適用する

付 則

この規程は、平成25年2月14日より適用する

付 則

この規程は、平成26年3月18日より適用する

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

付 則

この規程は、令和7年2月4日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	限度額
理事長	月額400,000 円
常務理事	月額300,000 円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事

業 務	報 酬 額
理事会・評議員会等への出席、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(源泉控除後の金額)

(2) 監事

業 務	報 酬 額
理事会・評議員会等への出席、法人及び施設業務のための出勤並びに監事監査のための出勤	5,000 円

(源泉控除後の金額)

(3) 評議員

業 務	報 酬 額
評議員会の出席、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(源泉控除後の金額)

(4) 評議員選任・解任委員

業 務	報 酬 額
評議員選任・解任委員会等の出席、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(源泉控除後の金額)

別表3 (常勤役員退職手当)

名 称	報 酬 額 (一時金)
常勤役員退職手当	最終報酬月額×在任年数×2.5